

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

感染経路が業務によることが明らかな場合

**感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**

(例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

認定例

【同僚からの感染】

作業員Aさんは、作業車に同乗していた同僚労働者が新型コロナウイルスに感染していることが判明し、濃厚接触者としてPCR検査を受けたところ、陽性と判定された。

Aさんは、その同僚以外に感染者との接触はなく、労災認定された。

【感染多発地域への出張】

営業マンのBさんは、感染多発地域に出張した後、発熱等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ、陽性と判定された。

出張中、私的な行為はなく、Bさんの勤務先地区、居住地区で陽性者は出ていなかったことから、感染リスクの高い地域への出張業務が原因として労災認定された。

- 事業場の協力が得られない場合は、事業主証明がなくても請求できます。
- まずは、山口労働局労災補償課又は最寄りの監督署にご相談ください。

問い合わせ先は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

山口労働局労災補償課	083-995-0374	下関労働基準監督署	083-237-2167
宇部労働基準監督署	0836-48-0090	徳山労働基準監督署	0834-21-1788
下松労働基準監督署	0833-41-1780	岩国労働基準監督署	0827-21-1133
山口労働基準監督署	083-600-0362	萩労働基準監督署	0838-22-0750

厚生労働省HPについて

新型コロナウイルス感染症に関するQ & Aは、厚生労働省HPでもご覧になれます。

- ・ 企業の方はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



- ・ 労働者の方はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html



山口労働局

